

平成24年6月22日

十和田市議会議長 小川洋平 様

議会運営委員会委員長 石橋義雄

発議 第5号
件名 十和田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

議会改革に伴う規定の整備を行うため、所要の改正をするためのものである。

十和田市議会会議規則の一部を改正する規則

十和田市議会会議規則（平成17年十和田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第62条第2項中「その要旨」を「質問の要旨及び方式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による質問は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかの方式で行うものとする。

第62条の次に次の1条を加える。

（市長等の反問）

第62条の2 議長から会議への出席を要求された市長その他の者（法第121条に規定する者をいう。）は、議員の質問に対して、議長の許可を得て反問することができる。

第63条第1項中「前条」を「第62条」に改める。

第64条に次のただし書を加える。

ただし、一問一答の方式においては、第56条の規定は準用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。